

総合 ニュースの焦点

従軍慰安婦問題

責任者の処罰急浮上

国連 韓国、北朝鮮が問題提起

【ジュネーブ16日 AFP】明後日、第五十回国連人権委員会は、旧日本軍による従軍慰安婦問題を協議、これまでに元慰安婦への賠償に代わり日本人責任者の処罰問題が焦点として急浮上してきた。

十五日、十六日の二日、アジア各国の政府代表と非政府組織(NGO)が相次いで国連問題を提起したほか、日朝問題も提起している。二朝別

国連(北朝鮮)側政府代表は、韓国及び日本、フィリピンのNGOが従軍慰安婦問題を提起、日本政府に対して朝鮮半島を中心に二十万人以上の女性を強制的に慰安所に収めさせた責任を求めると同時に、新たな責任者の処罰に正面から取り上げた。

国連に於ける慰安婦問題協議は、昨年八月に米国のリンダ・チャベスさんが戦時における人権侵害を調査する特別報告官に任命されて大きなヤマを迎えた。しかし、これまでの議論が被害者への補償問題を中心に展開され、「二国間協議で解決済み」とする日本政府の側に譲歩を見いだせないでいた。

ところが今回、国連文書として配布されることになった。これら日本政府は慰安婦問題に於ける人権侵害に対する責任を認め、国内法に基づいて刑事事件として時効しないなど、韓国に損害の姿勢を貫き、韓国の元慰安婦らが先月提出した旧日本軍責任者の処罰を求めた告訴に対し、東京地裁は受理しないという。

しかし、強制労働契約など国連条約上の義務に時効がないだけに、今回の国連が、韓国に追い込まれる可能性が出てきた。

つたオランダの人権保護組織「国際其和会」(IPIO)の主張によると、女性の強制労働の全面禁止などを規定した強制労働条約(一九三〇年成立、日本は三二年批准)には、締約国は違反者を刑事犯罪として処罰する義務を負うと明記されている。

国連で政府の処罰問題への姿勢が国際的に通用し難くなる。今後の国連における協議の進展いかんでは、政府は新たに国内法を整備して責任者を処罰せざるを得ない立場に追い込まれる可能性が出てきた。

【強制労働条約】
第28条 強制労働の不法なる扱いは刑事犯罪として処罰せらるべき。また法令により科せらるる刑罰が其に適當にして、かつ厳格に実施せらるることを確保することは本条約を批准する締約国の義務たるべし。